

## 長期優良住宅法に基づく認定等の申請手数料（令和4年10月1日施行）

### 1 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料（法第5条）

#### （1）建築確認の申出がない場合

##### ア．新築住宅の場合

区分 a：床面積の合計（単位：㎡）		確認書若しくは住宅性能 評価書又はこれらの写し の提出がある場合	確認書及び住宅性能評価 書並びにこれらの写しの 提出がない場合
一戸建ての住宅		12,400 円	46,800 円
共同住宅等※  区分所有住宅	$a \leq 500$	22,800 円	110,200 円
	$500 < a \leq 1,000$	37,800 円	176,500 円
	$1,000 < a \leq 3,000$	63,100 円	348,900 円
	$3,000 < a \leq 5,000$	101,200 円	624,900 円
	$5,000 < a \leq 10,000$	154,600 円	1,074,400 円
	$10,000 < a \leq 20,000$	262,800 円	1,988,000 円
	$20,000 < a \leq 30,000$	332,900 円	2,840,500 円
	$30,000 < a$	378,000 円	3,479,700 円

※共同住宅等の認定申請手数料は、住棟単位の床面積の合計に応じた区分の額を同時に申請する住戸数で除して得た額（100 円未満切捨て）

##### イ．その他の場合（増築、改築又は維持保全）

区分 a：床面積の合計（単位：㎡）		確認書又はその写しの 提出がある場合	確認書及びその写しの 提出がない場合
一戸建ての住宅		18,700 円	70,400 円
共同住宅等※  区分所有住宅	$a \leq 500$	34,300 円	165,700 円
	$500 < a \leq 1,000$	56,700 円	265,300 円
	$1,000 < a \leq 3,000$	94,600 円	524,300 円
	$3,000 < a \leq 5,000$	151,900 円	939,200 円
	$5,000 < a \leq 10,000$	232,000 円	1,614,800 円
	$10,000 < a \leq 20,000$	394,300 円	2,987,800 円
	$20,000 < a \leq 30,000$	499,400 円	4,269,000 円
	$30,000 < a$	567,000 円	5,229,700 円

※共同住宅等の認定申請手数料は、住棟単位の床面積の合計に応じた区分の額を同時に申請する住戸数で除して得た額（100 円未満切捨て）

#### （2）建築確認の申出がある場合

一戸建ての住宅 共同住宅等	上記の（1）で算出した額＋確認申請手数料の合計を認定の申請に係る 住戸の数で除して得た額（100 円未満切捨て）
区分所有住宅	上記の（1）で算出した額＋確認申請手数料

## 2 長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料（法第8条）

### （1）建築確認の申出がない場合

#### ア. 新築住宅の場合

区分 a：床面積の合計（単位：㎡）		確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がない場合	その他の場合
一戸建ての住宅		23,400 円	6,200 円
共同住宅等※1	$a \leq 500$	110,200 円	11,400 円
	$500 < a \leq 1,000$	176,500 円	18,900 円
区分所有住宅※2	$1,000 < a \leq 3,000$	348,900 円	31,500 円
	$3,000 < a \leq 5,000$	624,900 円	50,600 円
	$5,000 < a \leq 10,000$	1,074,400 円	77,300 円
	$10,000 < a \leq 20,000$	1,988,000 円	131,400 円
	$20,000 < a \leq 30,000$	2,840,500 円	166,450 円
	$30,000 < a$	3,479,700 円	189,000 円

#### ※1 共同住宅等の認定申請手数料

- ・確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がない場合、変更に係る部分に 1/2 を乗じた床面積と床面積の増加する部分の床面積を合計した床面積の区分の額を同時に申請する住戸数で除して得た額（100 円未満切捨て）
- ・その他の場合、住棟単位の床面積の合計に応じた区分の額を同時に申請する住戸数で除して得た額（100 円未満切捨て）

#### ※2 区分所有住宅の認定申請手数料

- ・確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がない場合、住棟の床面積の合計に応じた区分の額
- ・その他の場合、住棟単位の床面積の合計に 1/2 を乗じた床面積に応じた区分の額

#### イ. その他の場合（増築、改築又は維持保全）

区分 a：床面積の合計（単位：㎡）		確認書及びその写しの提出がない場合	その他の場合
一戸建ての住宅		35,200 円	9,300 円
共同住宅等※1	$a \leq 500$	165,700 円	17,100 円
	$500 < a \leq 1,000$	265,300 円	28,300 円
区分所有住宅※2	$1,000 < a \leq 3,000$	524,300 円	47,300 円
	$3,000 < a \leq 5,000$	939,200 円	75,900 円
	$5,000 < a \leq 10,000$	1,614,800 円	116,000 円
	$10,000 < a \leq 20,000$	2,987,800 円	197,100 円
	$20,000 < a \leq 30,000$	4,269,000 円	249,700 円
	$30,000 < a$	5,229,700 円	283,500 円

#### ※1 共同住宅等の認定申請手数料

- ・確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がない場合、変更に係る部分に 1/2 を乗じた床面積と床面積の増加する部分の床面積を合計した床面積の区分の額を同時に申請する住戸数で除して得た額（100 円未満切捨て）

- ・その他の場合、住棟単位の床面積の合計に応じた区分の額を同時に申請する住戸数で除して得た額（100円未満切捨て）

※2 区分所有住宅の認定申請手数料

- ・確認書及び住宅性能評価書並びにこれらの写しの提出がない場合、住棟の床面積の合計に応じた区分の額
- ・その他の場合、住棟単位の床面積の合計に1/2を乗じた床面積に応じた区分の額

(2) 建築確認の申出がある場合

一戸建ての住宅 共同住宅等	上記の(1)で算出した額+確認申請手数料の合計を認定の申請に係る 住戸の数で除して得た額（100円未満切捨て）
区分所有住宅	上記の(1)で算出した額+確認申請手数料

3 譲受人を決定した場合又は管理人等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料（法第9条）

1件につき 6,200円

4 地位の承継の承認申請手数料（法第10条）

1件につき 6,200円